ドッグダンス競技会規程

第1章 総 則

第1条 この規程は、定款第33条(1)により、ドッグダンス競技会について定める。

第2章 ドッグダンス競技会

(種類・主催者・開催回数・開催時期)

- 第2条 競技会の種類・主催者・開催数は、次のとおりとする。
 - (1)ドッグダンス競技大会(本部主催)は、本会の主催で、年に1回開催する。
 - (2) クラブドッグダンス競技会は、ドッグダンスクラブの主催で、1年に前期・後期各1回まで開催することができる。

(開催地)

- 第3条 開催地は、次のとおりとする。
 - (1)第2条(1)は、原則として、東京で開催する。
 - (2)第2条(2)は、主催するクラブが所属する、クラブ連合会の管轄地域内とする。

(越境開催)

第4条 第3条(2)に定める開催地域以外での開催を希望する場合、所轄地域、並びに越境地域管轄組織(ブロック協議会、 クラブ連合会)の承認と理事長の承認を必要とする。

(開催の申請)

- 第5条 ドッグダンス競技会を開催しようとするドッグダンスクラブ代表は、前期(1月~6月)に開催する場合には前年の3月末日までに、後期(7月~12月)に開催する場合には前年の9月末日までに、開催申請書を管轄するクラブ連合会に提出しなければならない。
 - 2 クラブドッグダンス競技会の開催は、ブロック連絡協議会・訓練関係連絡協議会の日程調整を経なければならない。

(開催の承認)

- 第6条 ドッグダンス競技大会(本部主催)の開催は、理事会の承認を必要とする。
 - 2 クラブドッグダンス競技会の開催は、理事長の承認を必要とする。

(開催の公示)

第7条 本会は、ドッグダンス競技会の名称・開催日時・開催場所・出陳申込先・審査員を、会報誌に2カ月先の予定まで公示する。

(出陳頭数)

- 第8条 ドッグダンス競技会の出陳頭数は、それぞれ次のとおりとする。
 - (1)ドッグダンス競技大会(本部主催)・・・・・・・・・・・・・・20頭以上(アトラクションは除く)。
 - (2) クラブドッグダンス競技会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20頭以上 (アトラクションは除く)。

第3章 役 員

(役員)

- 第9条 競技会の役員は、次のとおりとする。
 - (1)ドッグダンス競技大会(本部主催)。
 - ア 競技会顧問、及び競技会相談役は、識者のうちから委嘱する。
 - イ 競技会会長は、理事長とする。
 - ウ 競技会副会長は、副理事長・専務理事とする。
 - エ 運営委員長は、訓練担当理事とする。
 - オ 運営委員は、理事のうちから選任する。
 - カ 実行委員長は、ドッグダンス小委員会委員長とする。
 - キ 実行委員は、ドッグダンス小委員会委員またはこれに準ずる者とする。
 - (2)クラブドッグダンス競技会。
 - ア 競技会名誉顧問・相談役は、理事・ブロック訓練士協議会会長・管轄ブロック協議会の識者のうちから委嘱 する。
 - イ 競技会会長は、主催クラブ代表とする。
 - ウ 競技会副会長は、主催クラブ副代表とする。
 - エ 実行委員長・実行委員は、主催クラブ役員とする。
 - 2 競技会の事務所は、次のとおりとする。
 - (1)ドッグダンス競技大会(本部主催)は、本会の事務局に置く。
 - (2)クラブドッグダンス競技会の事務所は、次のいずれかの住所に置く。
 - アクラブ代表。
 - イ クラブ幹事長。
 - ウ 主催するクラブが所属するクラブ連合会内に居住する他のクラブの役員。

第4章 審査員

(審査員の選任・委嘱)

第10条 ドッグダンス競技会の審査員選任・委嘱については、「訓練・アジリティー・フライボール・ドッグダンス競技会 審査員選考・選任規程」に定める。

(報告書類)

第11条 審査員長は、競技会報告書を競技会終了後10日以内に本会に提出しなければならない。

(審査員の規制)

第12条 各種競技会における審査員長並びに審査員は、過去6カ月以内に自己並びに家族の名義であった犬の審査をする ことはできない。

(審査員の費用)

- 第13条 審査員の審査料・交通費・宿泊費については次のとおりとする。
 - (1)審査員長。
 - ア 審査料25,000円を、本会が負担する。
 - イ 交通費は実費支給とし、本会が負担する。
 - ウ 宿泊費は、主催者が負担する。
 - エ 国外招請審査員の場合は、審査料及び国内交通費を本会が負担し、宿泊費、国外交通費及び渡航費は主催者 負担とする。

(2)審査員。

- ア 審査料25,000円を、主催者が負担する。
- イ 交通費・宿泊費は実費支給とし、主催者が負担する。

第5章 競技クラス

(競技クラス)

- 第14条 競技クラスは、次のとおりとする。
 - (1)ビギナー(初心者)。
 - (2)ノービス(1度)。
 - (3)インターミディエイト(2度)。
 - (4)アドバンスド (3度)。
 - 2 主催者は、アトラクションとして、FUNクラスを3種目まで採用することができる。

(競技)

- 第15条 第14条第1項の競技クラスについては、次の競技を行う。
 - (1)ヒールワーク・トゥ・ミュージック (HTM)。
 - (2)フリースタイル。

(競技クラスの採用)

第16条 各ドッグダンス競技会の競技クラスは、第14条の競技クラスのうちから、それぞれ主催者の任意によって採用する。

第6章 出陳犬の資格

(出陳犬の資格)

- 第17条 競技会への出陳は、次のとおりとする。
 - (1)本会登録犬 (アペンディクス登録犬を含む)、及び本会の非公認犬種・本会の非公認団体登録犬・交雑犬とする。 ただし、本会の非公認犬種・本会の非公認団体登録犬・交雑犬は、マイクロチップ装着、又はタトゥーを実施していることとする。
 - (2)クラブ会員が所有していることとする。
 - (3)第14条第1項(1)及び第14条第2項の競技クラスは、生後9カ月1日以上とする。
 - (4)第14条第1項(2)~(4)の競技クラスは、生後18カ月1日以上とする。
- 第18条 伝染病・皮膚病など健康上の危惧がある犬は、出陳することができない。
 - 2 テーピングされている犬、縫合されている犬、包帯をしている犬は、出陳することができない。
 - 3 妊娠中の犬、競技会開催日前75日以内に出産した犬は、出陳することができない。
 - 4 避妊や去勢された犬は、出陳することができる。
 - 5 発情した犬は、競技会の最後に競技を行うこととする。
- 第19条 当該競技会を主催する組織の代表は、自己所有犬を出陳させることはできない。

第7章 ハンドラーの資格

(ハンドラーの資格)

- 第20条 ハンドラーは、本会のクラブ会員並びにその家族とする。
 - 2 各競技会において、主催する組織の代表は、ハンドラーとして出場することができない。

第8章 出陳の申込み

(出陳受付開始日)

- 第21条 出陳受け付けの開始日は、それぞれの競技会によって、次のとおりとし、出陳案内書に記載しなければならない。
 - (1)ドッグダンス競技大会(本部主催)は、開催日から7週間以上前とする。
 - (2)クラブドッグダンス競技会は、開催日から5週間以上前とする。
 - 2 当該日が土曜日、日曜日、国民の祝日、または年末年始(12/29~1/5)となる場合、直前直後の日とすることができる。

(出陳申込締切日)

- 第22条 出陳申込締切日は、それぞれの競技会によって、次のとおりとし、出陳案内書に記載しなければならない。
 - (1)ドッグダンス競技大会(本部主催)は、開催日から3週間以上遡った日とする。
 - (2)クラブドッグダンス競技会は、開催日から3週間以上遡った日とする。
 - 2 当該日が土曜日、日曜日、国民の祝日、または年末年始(12/29~1/5)となる場合、直前直後の日とすることができる。

(重複出陳)

- **第23条** 第15条(1)・(2)の競技に重複出陳することができる。その際の競技クラスは、第14条第1項(1)~(4)の内から各1クラスとする。
 - 2 第14条第1項(1)~(4)の出陳犬は、第14条第2項に重複して出陳することができない。

(出陳料)

- 第24条 競技会の出陳料は、それぞれ次のとおりとする。
 - (1)ドッグダンス競技大会(本部主催) ・・・・・・・・・・・・・・・・ 12.000円。

 - 2 前項の規定にかかわらず、アトラクションの出陳料は、6,000円とする。

第9章 出陳案内書·出陳目録

(出陳案内書と出陳申込書)

- 第25条 競技会会長は、出陳案内書を作成し、所定の出陳申込書とともに、開催1カ月前までに配布しなければならない。
 - 2 競技会会長は、ポスターを作成し、配布することができる。

(出陳案内書の記載事項)

- 第26条 出陳案内書には、次の事項を記載しなければならない。
 - (1)競技会名称。
 - (2)主催者名。
 - (3)開催の日時。
 - (4)開催地名と案内図。
 - (5)申込締切日。
 - (6)出陳規程。
 - (7)料金(「第24条 出陳料」参照)。

- (8)競技クラス。
- (9)出陳者への注意事項。
- (10)競技会事務所の住所・氏名・電話番号。
- (11)後援者名。
 - ア 一般社団法人ジャパンケネルクラブ (ドッグダンス競技大会(本部主催)を除く)。
 - イ 国際畜犬連盟 (FCI) (ドッグダンス競技大会(本部主催)とする)。
 - ウ 管轄ブロック協議会(クラブドッグダンス競技会とする)。
 - エ 管轄クラブ連合会(クラブドッグダンス競技会とする)。
 - オ その他理事長が認めた後援者。
- (12)特別協賛者名。

ドッグダンス競技大会(本部主催)において、理事長が認めた特別協賛者。

(13)協賛者名。

原則として、理事長が認めた協賛者。

(出陳目録の配布)

第27条 主催者は、出陳目録を作成し、出陳者に配布しなければならない。

(出陳目録の記載事項)

- 第28条 出陳目録には、次の事項を記載しなければならない。
 - (1)競技会名称。
 - (2)主催者名。
 - (3)開催の日時。
 - (4)競技クラス。
 - (5)担当審査員名(変更ありの注意記載)。
 - (6)出陳者への注意事項。
 - (7)後援者名。
 - ア 一般社団法人ジャパンケネルクラブ (ドッグダンス競技大会(本部主催)を除く)。
 - イ 国際畜犬連盟 (FCI) (ドッグダンス競技大会(本部主催)とする)。
 - ウ 管轄ブロック協議会(クラブドッグダンス競技会とする)。
 - エ 管轄クラブ連合会 (クラブドッグダンス競技会とする)。
 - オ その他理事長が認めた後援者。
 - (8)特別協賛者名。

ドッグダンス競技大会(本部主催)において、理事長が認めた特別協賛者。

(9)協賛者名。

原則として、理事長が認めた協賛者。

(出陳案内書・出陳目録の広告)

- 第29条 出陳案内書・出陳目録に掲載することが出来る広告の種類は、次のとおりとする。
 - (1)ドッグダンス競技大会(本部主催)において、理事長が認めた特別協賛者。
 - (2)競技会開催の後援・協賛として認可された後援者・協賛者。
 - (3)犬に関する用品及びドッグフード等。
 - (4)本会のクラブ会員が経営に携わっている犬に関連した店舗等。
 - (5)本会公認訓練士資格者の名刺広告(出陳目録のみとする)。
 - (6)本会クラブ会員の所有犬(出陳目録のみとする)。

- (7)その他理事長が認めた団体・企業等。
- 2 出陳目録の取り扱いは、次のとおりとする。
 - (1)全ての競技会において、広告を表紙以外にも掲載することができる。
 - (2)寄付一覧等は、掲載することはできない。
- 3 主催者は、次の役職の者から広告を受けることはできない。
 - (1)理事·監事·本部名誉役員。
 - (2)各種の協議会会長・副会長・訓練士協議会における幹事長、クラブ連合会三役。
 - (3)当日の審査員。

(出陳目録掲載犬)

- 第30条 出陳目録への掲載は、次のとおりとする。
 - (1)出陳犬。
 - (2)誌上参考犬。
 - 2 前項(2)に該当するものは、次のとおりとする。ただし、同一犬が前項の各号及び広告犬に重複してはならない。
 - (1)特別賞受賞犬。 (2)理事長賞受賞犬。
 - 3 第1項該当犬の掲載事項は、次のとおりとする。
 - (1)犬種。
 - (2)性別。
 - (3)出陳番号(出陳犬のみ)。
 - (4)登録犬名。
 - (5)登録番号。
 - (6)生年月日。
 - (7)両親犬名。
 - (8)所有者の氏名と住所(都道府県名)。
 - (9)ハンドラーの氏名。
 - (10)賞歴 (誌上参考犬のみ)。
 - (11)取扱訓練所名(誌上参考犬のみ)。

(出陳目録掲載事項に誤りがある場合)

- 第31条 出陳申込書に記載漏れや本犬が特定できないような誤り (犬名・登録番号・所有者名等) がある場合は、出陳申 込の受け付けができない。
 - 2 出陳目録に本犬が特定できないような誤りがある場合は、当日出陳することができない。
 - 3 出陳犬を後頁一覧に類する形で掲載することや、出陳目録に掲載されていない犬を出陳させることはできない。
 - 4 審査後に、出陳目録掲載事項に漏れや本犬が特定ではないような誤りがあることが判明した場合は、全ての賞位を無効とする。

(掲載事項の規制)

第32条 出陳案内書・ポスター・出陳目録の内容は、本会の名誉を傷つけ、又はドッグダンス競技会規程に違反するものであってはならない。

第10章 表 彰

(表彰)

- 第33条 表彰は、クラス別に、得点の順位によって席次を定め、次の様にロゼットを交付する。
 - (1)ドッグダンス競技大会(本部主催)・・・・・・・・・・・・・・・・・5 席まで。
 - (2) クラブドッグダンス競技会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 席まで。
 - (3)アトラクションのロゼット交付は、主催者の任意とする。

(同点の席次判定)

- 第34条 同点の席次の判定は、競技クラスによって、それぞれ次のとおりとする。
 - (1)第14条第1項(1)~(4)の競技クラスにおけるヒールワーク・トゥ・ミュージック。
 - ア アニマルウェルフェアの得点が高いものを上位とする。
 - イ アニマルウェルフェアの得点も同点のときは、コンテンツの得点が高いものを上位とする。
 - ウ コンテンツの得点も同点のときは、プレゼンテーションの得点が高いものを上位とする。
 - エ プレゼンテーションの得点も同点のときは、アーティスティックインタープレテーションの得点が高いもの を上位とする。
 - (2)第14条第1項(1) \sim (4)の競技クラスにおけるフリースタイル。
 - アニマルウェルフェアの得点が高いものを上位とする。
 - イ アニマルウェルフェアの得点も同点のときは、プレゼンテーションの得点が高いものを上位とする。
 - ウ プレゼンテーションの得点も同点のときは、コンテンツの得点が高いものを上位とする。
 - エ コンテンツの得点も同点のときは、アーティスティックインタープレテーションの得点が高いものを上位と する。

(特別表彰)

- 第35条 ドッグダンス競技大会(本部主催)では、次の特別表彰を行う。
 - (1)アドバンスドクラスのヒールワーク・トゥ・ミュージック競技の1席犬に理事長賞を授与する。
 - (2)アドバンスドクラスのフリースタイル競技の1席犬に理事長賞を授与する。

(入賞記録の取消)

第36条 出陳者がドッグダンス競技会規程に違反して入賞した場合は、その入賞記録が取り消される。

第11章 競技会場への入場制限

(競技会場への入場制限)

第37条 本会及び主催者は、会員、非会員を問わず、競技会会場の規律、平穏を害するおそれのある者の競技会会場への 入場を制限することができる。

第12章 雜 則

(規程の改廃)

第38条 この規程の改廃は、必要に応じてドッグダンス小委員会に諮問し、その答申を経て、理事会の議決によって行う。

付 則

この規程は、2023年1月26日から施行する。